

宅建暗記【サエキ・リスト】

宅建業法 宅建士の登録(登録の基準を除く) 《#899》

1 知事は、不正の手段によって宅建試験を受けようとした者に対しては、試験の受験を禁止することができ、また、3年以内の期間を定めて受験を禁止することもできる。

※ 3年であることに注意

2 宅建士 ⇒ ①試験合格、②登録、③宅建士証の交付を受けた者

3 登録 ⇒ 試験に合格した都道府県の知事に対して申請

※ 再登録も同様

4 登録には、下記のいずれかを要する

① 宅建業に関し、2年以上の実務経験

② 国土交通大臣がその実務経験を有すると同等以上の能力を有すると認めていること ⇒ 登録実務講習:国土交通大臣の登録を受けた実務講習

※ 登録実務講習 ○大臣 ×知事

5 登録の効力 ⇒ 全国及び、一生有効

※ 5年ではない

6 変更の登録 ※ 登録を受けている者(宅建士だけではない)

⇒ 下記の事項に変更があった場合、遅滞なく

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 本籍
- ④ (勤務先の業者の)商号・名称
- ⑤ (勤務先の業者の)免許証番号

7 6の①氏名、②住所に変更 ⇒ 遅滞なく、変更の登録の申請とともに宅建士証の書換え交付の申請をしなければならない

※ ③本籍の変更の場合、宅建士証の書換え交付は不要であることに注意

8 6の①～⑤に変更があった場合、事務禁止期間中でも、変更の登録はしなければならない

9 登録を受けている者は、登録先以外の都道府県内にある宅建業者の事務所で業務に従事し、または従事しようとする場合、その都道府県知事に対して登録の移転を申請することができる

※ 登録の移転は任意であり、義務ではないことに注意

※ 登録者自身の住所ではなく、勤務先の所在地で決まることに注意

Q.「甲県：勤務先、自宅、甲県知事登録」⇒「乙県：勤務先、丙県：自宅」

A. 乙県に登録の移転を申請できる

- 10 登録の移転 ⇒ 現に登録を受けている都道府県知事を経由して、申請する
- 11 登録の移転の申請により、従前の宅建士証は失効
- 12 新たな宅建士証の交付は、現に有する宅建士証と引換えに行う
- 13 登録の移転の申請とともに宅建士証の交付の申請
⇒ 従前の宅建士証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする
宅建士証
※ 旧宅建士証の残りの期間
※ 新たに5年ではない
- 14 事務禁止処分の期間中は、登録の移転を申請することができない

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>